

オランダ 判例速報 2026 年 7/8 月号

【民法総則、債権総論】

投資業務に関する契約書が ChatGPT によって作成されたものであっても、その契約が法的に有効であることに変わりはないと判断された事例

(アムステルダム地裁 2025 年 1 月 20 日判決 (口頭による判決))¹

オランダ民法によりますと、契約は、申込みとその承諾によって成立します²。申込の意思表示は、原則として形式自由であり、当事者の振る舞いによっても意思表示があったとされることがあります³。承諾についても同様です⁴。このように、法律に別段の定めがある場合を除き、契約書の作成は契約成立の要件ではありません⁵。また、ChatGPT により作成された契約書であったとしても、当事者間の申込みと承諾の意思表示が合致している場合、契約として有効に成立します。本判決は、この点を簡潔かつ明確に述べています。また、本判決は、民法に規定されている契約解除の思考順序（契約の不履行があるか？→軽微な不履行か？→恒久的な不履行か？→原状回復可能か？）を理解するうえでも非常に参考になるとお思いますのでご紹介いたします。

1. 判旨

- 1.1. 本件の事実以下の通りである。2022 年 8 月 23 日、当事者らは業務委託契約（以下「本件契約」という）を締結した。本件契約に基づき、[被告] は [原告] のために投資業務を行うこととなっていた。[被告] は、本件契約が ChatGPT または第三者によって作成されたものであるため、本件契約は無効であると主張する。判断するに、たとえ本件契約が第三者または ChatGPT によって作成されたとしても、本件契約が法的に有効であることに変わりはなく、当事者は契約で合意された事項を履行しなければならない。
- 1.2. 本件契約では、[被告] と [原告] との間の協力期間や、[原告] による出資額などについて合意がなされている。また、総出資額の 15% を超える損失が生じた場合、7 日以内に [被告] と [原告] の間で協議を行い、残りの資本金をどう運用するかを共同で決定するという取り決めもなされている。[原告] は、この合意を契約における最も重要な合意の一つとして主張する。これは過大な損失を防ぐための不可欠な合意であり、[被告] はこの合意を履行しなかったと [原告] は主張している。

¹ Rechtbank Amsterdam, 20 januari 2025, ECLI:NL:RBAMS:2025:1925.

² art. 2:217 lid 1 BW.

³ art. 3:37 lid 1 BW.

⁴ Idem.

⁵ 法律の規定により書面によることを求められている契約としては、当業者でない自然人による住宅用不動産の購入契約 (art. 7:2 lid 1 BW)、労働者および使用者双方の同意に基づく労働契約の終了契約 (art. 7:670b lid 1 BW) がある。

- 1.3. [原告] は合計 **18,000** ユーロを出資した。[被告] は運用期間中、投資状況の概要を記載した **Excel** シートを送付していたが、損失が **15%**を超えた場合に警告するという合意は履行しなかった。[被告] は、資産価値が急落した際にパニックに陥ったため警告しなかったと説明した。パニックに陥ったことが警告しなかった理由であった可能性はあるが、それにもかかわらず、本件契約に基づき警告すべきであったことに変わりはない。この点において、契約の不履行があったと言える。
- 1.4. 民法第 6 卷第 265 条第 1 項によると、契約上の義務の履行におけるいかなる不履行も、その不履行が軽微である場合を除き、契約の解除を正当化する。本件においては、**15%**を超える損失が生じた場合に警告を行うという合意を履行しなかったことは、軽微な不履行ではない。これは、この不履行が契約の解除を正当化することを意味する。
- 1.5. 民法第 6 卷第 265 条第 2 項によると、契約の履行が恒久的または一時的に不可能である場合、債務者が債務不履行に陥った時点で初めて債権者に契約解除の権限が生じる。本件においては、合意の履行がもはや不可能であるため、契約を解除することができる。当裁判所は、本判決により契約を解除し（民法第 6 卷第 267 条第 2 項）、それにより請求事項 I に記された契約解除の請求を認める。
- (...)
- 1.7. この場合、[原告] により既に履行された [被告] への **18,000** ユーロの支払いは、これを原状に回復しなければならない。これは、[被告] がこの金額を [原告] に返還しなければならないことを意味する。この点、[被告] が行った契約上の義務の履行の性質、すなわち投資業務の遂行は、原状回復を排除するものである（民法第 6 卷第 272 条第 1 項）。その代わりに、[被告] が行った履行の価値に相当する額の補償金を [原告] が [被告] に支払わなくてはならない可能性がある。民法第 6 卷第 272 条第 2 項によると、契約の履行が債務の内容に合致しない場合、その価値は受領者にとっての価値（経済的価値ではなく主観的価値）に限定される。本件においては、[被告] が実施した業務に付随する価値は存在しないと言わざるを得ない。というのも、[被告] は、当該履行が [原告] にとって価値があったとは主張していないからである。したがって、その結果も踏まえ、当該業務の価値はゼロに限定される。これは、請求事項 II に基づく **18,000** ユーロの支払請求が認められることを意味する。
- 1.8. [原告] は、訴訟外費用の支払も請求した。請求額は段階別料金表に基づく額を下回っているため、原告が請求した **476** ユーロの支払を認める。
- 1.9. [被告] は、敗訴当事者として、[原告] の訴訟費用を負担するよう命じられる。[被告] は、国選弁護人制度に基づき訴訟を提起している。法的根拠がないため、書記官が立替払いした送達費用の支払いを原告に義務付ける費用負担命令は下せない。[原告] 側の費用は、現時点で以下のように算定される。

- 裁判手数料 €87.00
 - 代理人報酬 € 812.00 (2 ポイント × € 406)
 - 付随費用 € 135.00 (決定書に記載された増額分を含む)
- 合計 € 1,034.00

2. 判決

当裁判所は、

- 2.1. [原告] と [被告] との間の契約を解除する。

- 2.2. [被告] に対し、[原告] へ 18,000 ユーロを支払うよう命じる。
- 2.3. [被告] に対し、[原告] へ 476 ユーロの訴訟外費用を支払うよう命じる。
- 2.4. [被告] に対し、[原告] の訴訟費用（現時点で 1,034 ユーロと算定される）を、その支払通知を受領してから 14 日以内に支払うよう命じる。もし [被告] が期限内にこれらの支払義務を履行せず、その後判決が送達された場合には、[被告] は送達費用も支払わなければならない。
- 2.5. 本判決に仮執行宣言を付す。
- 2.6. それ以上の請求またはその他の請求を棄却する。

以上の事由に基づき、本調書を作成し、裁判官および書記官がこれを確認し、署名した。
